

町が所有する土地を公売します

■対象物件／

物件No.	土地の所在	現況	登記地目	地積	最低売却価格
1	松伏町大字松伏字河原町3235番	共同住宅 (旧教職員住宅あり)	宅地	620㎡	22,480,000円
2	松伏町大字松伏字上河原4698番 4700番1	更地 (簡易倉庫、防火水槽あり)	畑	424.86㎡	20,690,000円

■公売方法／一般競争入札

■入札参加資格／①地方自治法施行令第167条の4に該当しない方②国税・松伏町税に滞納がない方③その他暴力団等公序良俗に反する者でない方など

■入札案内書配布期間・場所／1月20日(金)まで(土・日を除く)・総務課又は町ホームページ

■入札参加申込期間・場所／1月10日(火)～20日(金)(土・日を除く)・総務課へ郵送又は持参してください。

■入札開札日・場所／2月7日(火)・役場第二庁舎 3階302会議室

■その他／必要書類、資格、諸条件などの詳細は、入札案内書で必ずご確認ください。

住民ほけん課のお知らせ

国民健康保険加入者の皆さんへ

高額療養費支給制度について

ひと月の医療費の自己負担額が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が支給される制度です。(差額ベッド代などの保険適用外のものや入院時の食事代は除きます。)

該当する世帯には、診療した月から通常3カ月後に町から申請書を送付します。

自己負担限度額(月額)

【70歳未満の場合】医療機関ごとに計算します。(入院と外来、医科と歯科ごとに別計算)

所得区分	3回目まで	4回目以降※2
上位所得者※1	150,000円+ (医療費-500,000円) × 1%	83,400円
一般	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1%	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯及び所得の申告がない世帯

※2 過去12カ月間に、高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

【70歳以上の場合】病院、診療所、歯科の区別なく合算して計算します。

所得区分	外来のみ(個人単位)	入院+外来(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1%※3
一般	12,000円	44,400円
低所得者	8,000円	24,600円 (一定基準以下の場合15,000円)

75歳到達月は上記の限度額が半額になります。

※3 4回目以降は44,400円

■申請手続き／申請書が届きましたら、領収書と被保険者証等をお持ちの上、国保年金担当に申請してください。

高額療養費の申請には領収書が必要です。確定申告時に医療費控除などで領収書を提出する方は、申告前に国保年金担当にご連絡ください。